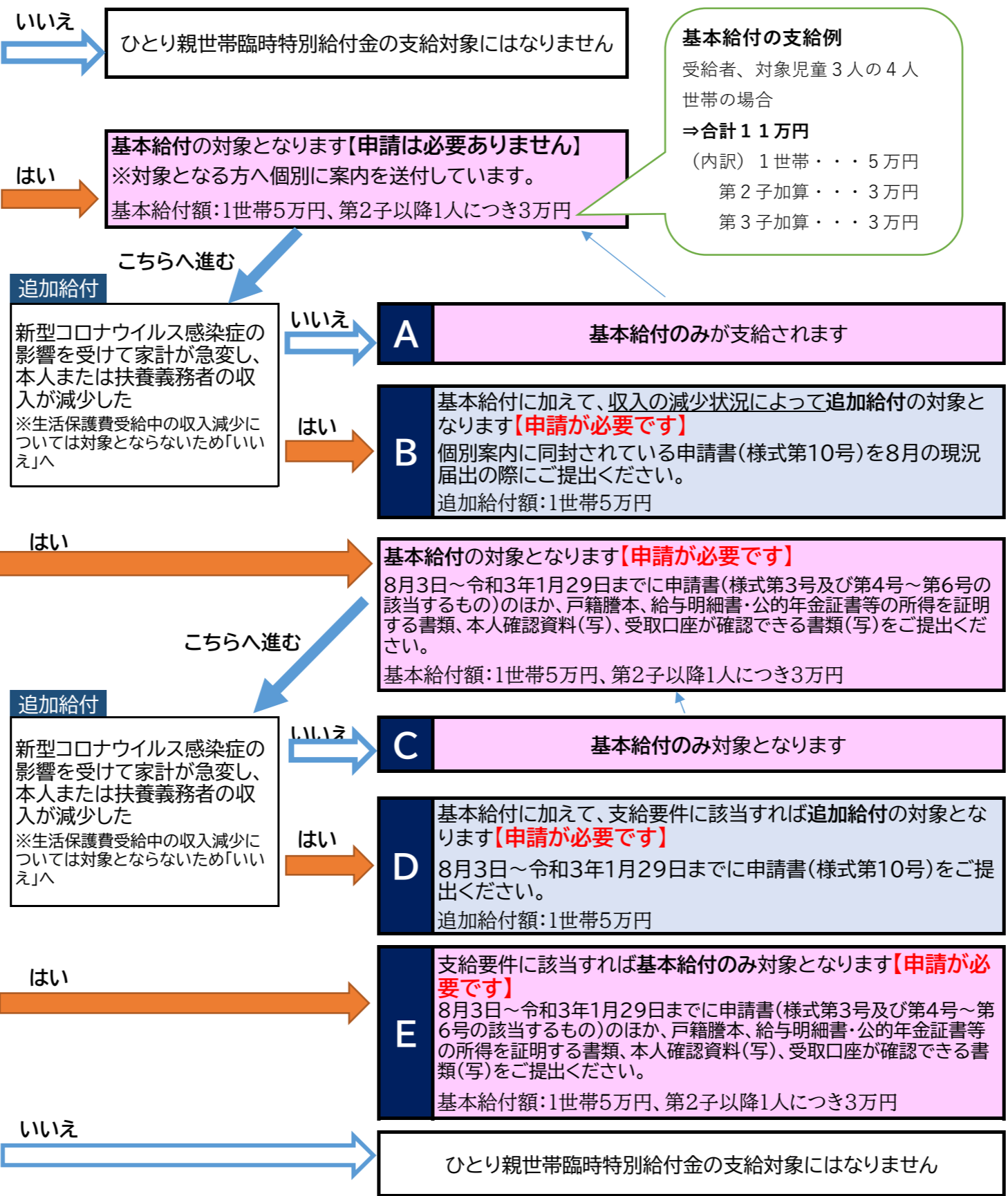
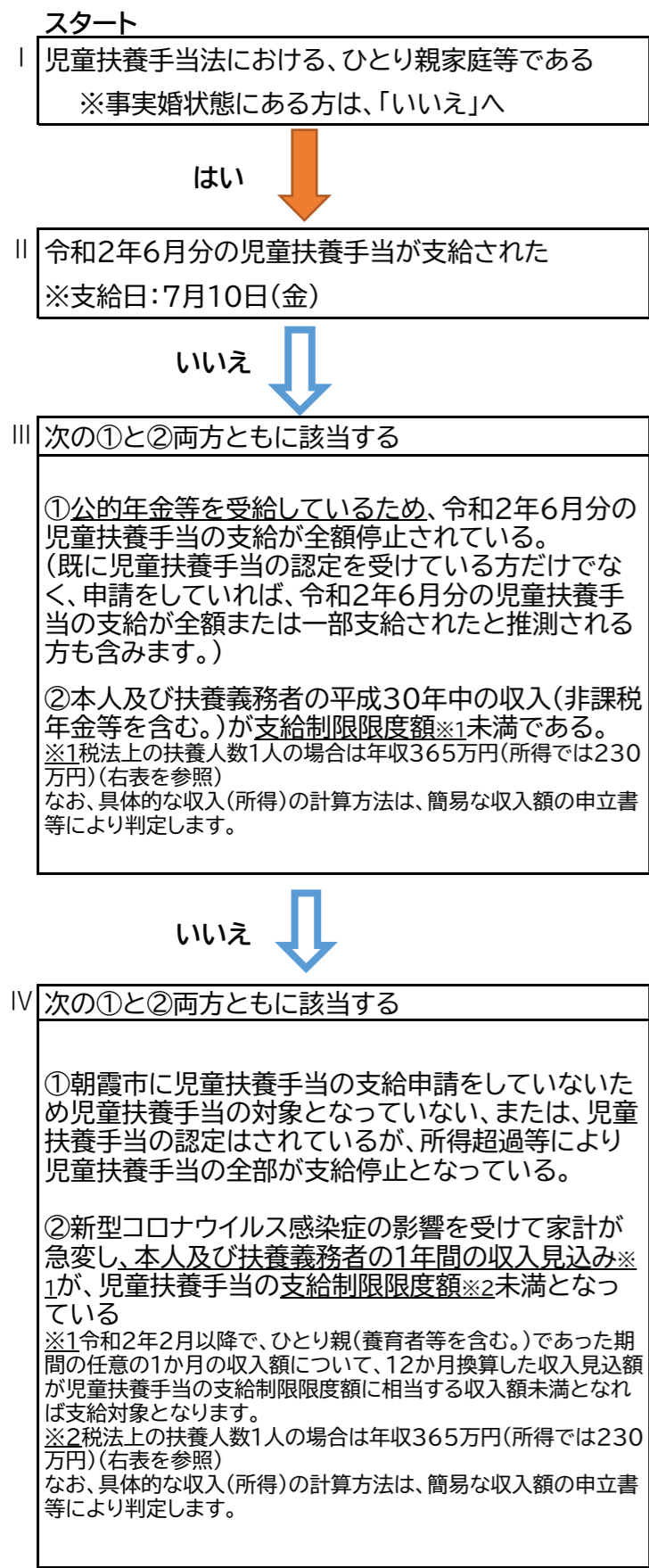


ひとり親世帯臨時特別給付金
支給対象確認用フローチャート

ご家庭の状況や収入の状況等によって、給付金の支給対象となるかどうかの目安に、このフローチャートで御確認ください。



基本給付の支給例
受給者、対象児童3人の4人世帯の場合
⇒合計11万円
(内訳) 1世帯・・・5万円
第2子加算・・・3万円
第3子加算・・・3万円

フローチャート 用語案内

○事実婚状態とは？
戸籍上婚姻(法律婚)はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいいます。(戸籍法上、婚姻届が出せない事情がある場合も含)

○公的年金等の受給とは？
遺族基礎年金、障害基礎年金、障害厚生年金、老齢基礎年金を受給していることをいいます。(申請(裁定申請)すれば年金を受けられる場合も含)

○扶養義務者とは？
受給者の直系3親等内の血族(曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫)及び兄弟姉妹を指し、受給者と同じ居住空間に生活している場合は、住民票上世帯を分けていても制限の対象となります。(お互いの居住空間が自由に行き来ができない状態にあり、光熱水費のメーター等も別である場合は扶養義務者から外れることがあります)

○収入とは？
勤め先からの給与収入や、店舗等を営み、売り上げた事業収入

○所得とは？
「収入」から必要経費を引いて残った額が、「所得」です。例えば、「品物売って得た額」が「収入」です。ここから、「仕入れ代金」等の必要経費を引いた額が「所得」です。また、一般的に会社勤めの方は、必要経費を個別に計算せず、所得税法上の式に当てはめ、収入から所得を計算します。この際、給与収入から引く必要経費に該当するものを「給与所得控除」といいます。

○支給制限限度額とは？
下記は、児童扶養手当の制限限度額表です。

税法上の扶養人数	本人(父、母)	
	収入額	所得額
0	3,114,000円	1,920,000円
1	3,650,000円	2,300,000円
2	4,125,000円	2,680,000円
3	4,600,000円	3,060,000円

税法上の扶養人数	配偶者・扶養義務者(孤児等の養育者)	
	収入額	所得額
0	3,725,000円	2,360,000円
1	4,200,000円	2,740,000円
2	4,675,000円	3,120,000円
3	5,150,000円	3,500,000円

※本人(父・母)と配偶者・扶養義務者(孤児等の養育者)のそれぞれが、共に収入額(所得額)が限度額未満である必要があります。
※扶養義務者が複数いる場合は、複数人の合計額ではなく、1人ずつ表に当てはめて収入額(所得額)が限度額未満であるかを確認します。
※一律控除(8万円)の他、医療費控除等諸控除を受けられる場合があります。
※所得制限額は、税法上の扶養人数が1人増えるごとに380,000円ずつ加算されます。
※養育費収入は、8割相当を所得として計算します。(養育費とは、児童の父(母)から児童の養育に必要な経費として受け取った金銭等のことです。)

【申請先の確認】 B ～ E の方の申請先は、申請時点での居住する市区町村等です。転出・転入をされた方は申請先にご確認ください。

例) 6月分の児童扶養手当を朝霞市から受給していて、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した。その後、7月15日に朝霞市から転出しB市へ転入した。
⇒ 8月、B市での児童扶養手当現況届出をする際に追加給付の申請を行ってください。基本給付は朝霞市から8月中に支給されます。

【問合せ・申請先】 朝霞市こども・健康部 こども未来課
〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
TEL: 0120-308-692(フリーダイヤル)
048-463-2834